

米国市場でのインテリア雑貨等分野における販路拡大プロジェクト

1.事業概要

2026 年 2 月開催の New York NOW(以下、「NY NOW」と記載)に参加する和歌山県内の生活雑貨(工芸品、インテリア雑貨等)、家具、ファッション衣類等(以下、「対象分野」と記載)を製造・販売する事業者(以下、「参加企業」と記載)の商談支援を行う。また、企業の裾野拡大、NY NOW での成果向上に繋がる事業を付随して行う。

2.参加企業数

参加企業数(想定): 7 社程度

※参加企業自ら渡航しての参加(以下、「渡航参加企業」と記載)、サンプルのみでの参加(以下、「オンライン参加企業」と記載)は問わない

3.業務委託内容

(1)NY NOW への商談支援にかかる業務

①米国向けの商品改良や販路拡大に向けた支援

ア)展示会にあたって、参加企業に準備書類や今後米国市場に展開するにあたって必要となる事項等についてのコンサル業務を以下のように実施すること。

A)実施時期: 10 月上旬

B)実施場所: 和歌山県内

C)実施方法: 参加企業に訪問の上で実施

D)実施者: 米国にて対象分野に係る輸入卸、小売業を営む経営者

E)実施言語: 日本語

F)実施時間: 7 時間程度(移動時間を除く)

※和歌山県内におけるこのコンサル業務のため、来県前後に滞在する都市との往来にかかる日本国内の移動費、和歌山県内における交通費および宿泊は、ジェトロの規程に基づき、ジェトロ和歌山から現物支給する。

※参加企業に訪問の上で実施できない場合、オンラインで実施する場合もあり得る。

※実施日時はジェトロと相談して確定する。

②商談機会の提供及びセールス代行者の手配等

ア)参加企業 1 社あたり 10 バイヤー以上との商談の機会を提供すること。

イ)展示ブースへのサンプル配置・配置方法における助言を行うこと。

ウ)会期中、会場でバイヤーに商品 PR 等を行うセールス代行を 1 名配置すること。

なお、セールス代行は以下の業務を実施すること。

※参加企業からセールス代行に事前レクチャーを実施する機会を設けること。

オンラインでの実施も可とする。

- a)参加企業がバイヤーと商談を実施するにあたっての日英通訳業務を実施。
- b)ジェットロや参加企業より提出された説明資料、ラインシート等をもとにバイヤーに商品 PR を実施。
- c)バイヤーにはヒアリングを行い、会期中に商品等に対する質問やコメントを 40 件程度記録。

※40 件程度の記録を完了した場合でも、会期中は継続して記録を実施。

- d)取引に関心のあるバイヤーには、具体的に関心のある商品や取引条件等についてヒアリングを行い、インクワイアリーシートに記入。記入資料は会期終了週の土曜日(ニューヨーク時間)のうちに日本語にてジェットロに提出。
- e)渡航企業が展示ブース不在時に取引に関心のあるバイヤーが来た場合、周辺にいるジェットロスタッフに声を掛けること。
- f)渡航企業が展示ブース不在時に取引に関心のあるバイヤーが来た場合、上記インクワイアリーシートの収集とともに、以下を確認・バイヤーに伝えること。

- ・渡航企業がブースに立つ時間帯をバイヤーに伝える。

※渡航企業がブースに立つ時間帯にバイヤーが来訪できない場合に確認を実施。

確認事項：面談場所(店舗、事務所等)、訪問の時間帯、誰宛に訪問するか等

(2)事業終了後の報告書の提出(日本語)

締切日 2026 年 3 月 10 日(火)20:00(ニューヨーク時間) (対応言語：日本語)

以下のものについて、事業が終わり次第速やかに提出すること。

①業務完了報告書

ア)業務完了報告書には以下の内容を含めること。

A)参加企業へのセールス代行からのフィードバック。

※フィードバックの内容：

- ・バイヤーの反応が良かった点。
- ・バイヤーの反応から改良が必要だと考える点。

B)商談風景等の写真提供データ。

C)NY NOW への商談支援実施についての報道記事。

②次年度事業実施に向けた報告会

①の業務委託報告書をもとに、報告会を実施し、次年度事業実施の可能性を確認。

※オンライン開催も可とする。

※報告会への参加者は、ジェットロ、和歌山県、参加企業、県内企業を想定。

4.契約期間

契約締結日～2026 年 3 月 10 日(火)

5.見積にあたっての注意事項

本業務に関し発生する全ての費用について、見積に含めておくこと。

6.支払い

受託者は契約完了後、直ちに契約額の半額の請求書を発行することができる。受託者は業務完了報告書の検収完了の報告を受けた後、直ちに残り額の請求書を発行することができる。委託者は受託者からの請求書に基づき 40 日以内に支払うこととする。委託者は業務完了報告書の提出を受けてから 10 日以内に検収を行うこととする。

※実費精算項目については、事前にジェットロと協議を行い、合意を得た場合に、見積書、請求書等の信憑に基づき実費額を支払う。